

法第131号
令和3年1月13日

岐阜県行政書士会
会長 森 伸二 様

岐阜県知事

「コロナ社会を生き抜く行動指針」の改定について（依頼）

日頃は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和が図られてきたところですが、1月9日付けで県独自の「非常事態宣言」を発令したことに伴い、標記行動指針を改訂いたします。

については、貴会におかれましてもご協力・周知をお願いいたします。

添付資料

- 資料 1 非常事態緊急対策
- 資料 2 コロナ社会を生き抜く行動指針（新旧対照表を含む。）
- 参考資料 令和3年1月7日付け内閣官房事務連絡
「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」

所 属	岐阜県法務・情報公開課		
担当係長	青 山	担当	伊 藤
T E L	058-272-1111（内線 ）		
E-mail	c11124@pref.gifu.lg.jp		

非常事態緊急対策

令和3年1月9日
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

これまで県民の皆さんには、外出自粛、時間短縮営業をはじめ、懸命に感染防止対策に取り組んでいただきました。しかしながら感染リスクの高い飲食については、関連クラスターが12月以降で23発生。さらに、職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発し、1月6日には過去最多となる102人の新規感染者を確認しました。このまま推移すれば、感染爆発、医療体制の崩壊が強く懸念される大変厳しい状況となっています。

この感染症では、高齢者は重症化の可能性が高く（県内の死亡率は1.5%、そのうち70歳以上の死亡率は10.5%）、あるいは現役世代が親世代の高齢者に感染させたり、無症状・軽症が多い若者にあっても、後遺症に苦しむケースも発生しています。

このような非常事態にあって、(1)「自宅待機ゼロ」を堅持し、県民の皆さんにとって安心な医療の確保、(2)持続可能な経済活動ができる環境整備のため、これ以上の感染者を何としても抑え込んでいく必要があります。そのためには、何より県民の皆さんの行動変容、そして事業者の皆さまのご協力が不可欠です。

しかしながら、こうした取組みの成果が数字に表れるには、10日から2週間を要するため、県としては、医療機関の病床や宿泊療養施設の増加の努力を併せて進めてまいります。

そして、1月9日から2月7日までの、今後約1か月間の緊急対策の実施により、期間終了時には「1日当たり新規感染者50人を切る程度」となるよう目指してまいります。

対策1 県民の行動変容

(1) リスクを伴う飲食の自粛

- ・ 昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。
 - ・ 家族やパートナー以外との飲食
 - ・ 長時間の飲食
 - ・ 酒類を伴い、大声を出す飲食
 - ・ マスク無しで会話を伴う飲食 など

(2) 不要不急の外出自粛（昼夜を問わず、特に夜8時以降）

(3) 県をまたぐ不要不急の移動自粛

- ・ 特に、緊急事態措置を実施する1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、愛知県及び関西2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）に対しては移動自粛を徹底。

対策2 事業者への要請

(1) 酒類提供の飲食店に対する時短要請の延長・強化

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 営業時間：20：00までに短縮・ 酒類の提供：11：00から19：00までに短縮・ 期間：1月12日から2月7日（27日間）・ 協力金：108万円 |
|--|

- ・ 市町村と連携し、時短に応じない店舗に対して個別に要請の周知徹底を図る。
- ・ 必要に応じ、立ち入り調査を実施。
- ・ マニュアル未提出の「接待を伴う飲食店」に対し、休業要請。
- ・ クラスタが発生した店舗に対しても休業要請のうえ、現地調査を実施し、マニュアルを点検（再提出）。

(2) 学校における部活動・寮生活の対策

- ・ 「近距離で組み合う、接触する場面」「近距離で発声を伴う活動」といった感染リスクの高い部活動内での行動について、休止も含め、できる限り制限。
- ・ 寮内の感染防止対策（マスク着用、手洗いの徹底、3密の場の徹底回避、酒類を伴う飲食の禁止など）の徹底・強化。また、学校の長期休業時における寮閉鎖の検討。

(3) イベント等の開催制限

- ・ 人数上限 5,000 人、かつ収容率 50%以下。
- ・ 感染リスクが高まる 3つの条件（密閉空間、密集場所・密接場面）は徹底的に警戒。密になりがちな集会も回避。

(4) 出勤者の 7 割減（在宅勤務、時差出勤など）の推進

対策 3 医療・福祉対策

(1) 医療機関の病床確保

- ・ 各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。

(2) 宿泊療養施設の拡充

- ・ 宿泊療養施設：150床を目標に増床
- ・ 医療機関病床と宿泊療養施設合わせて、現在の1,091床から1,500床を目指す

(3) ワクチン接種の推進

- ・ 各保健所に市町村、関係機関と共にワクチン接種推進協議会を設置。
- ・ 医療従事者、高齢者はもとより、福祉施設従事者も優先的に接種。

(4) 福祉施設における対策

- ・ 抜き打ち立ち入り検査の実施。
- ・ ぎふコロナガードによる施設の重点的チェック。
 - ・ 日常生活での予防策の徹底
 - ・ 施設の感染防止体制（職員研修の実施など）
 - ・ 持ち込まない対策（職員、利用者、委託業者への水際対策）
 - ・ 施設内の対策（利用者の体調管理、食事場所対策等）
- ・ 特定の福祉施設について、従事者の社会的検査を実施。

対策4 外国人県民対策

(1) 外国人も利用しやすい検査・入院体制

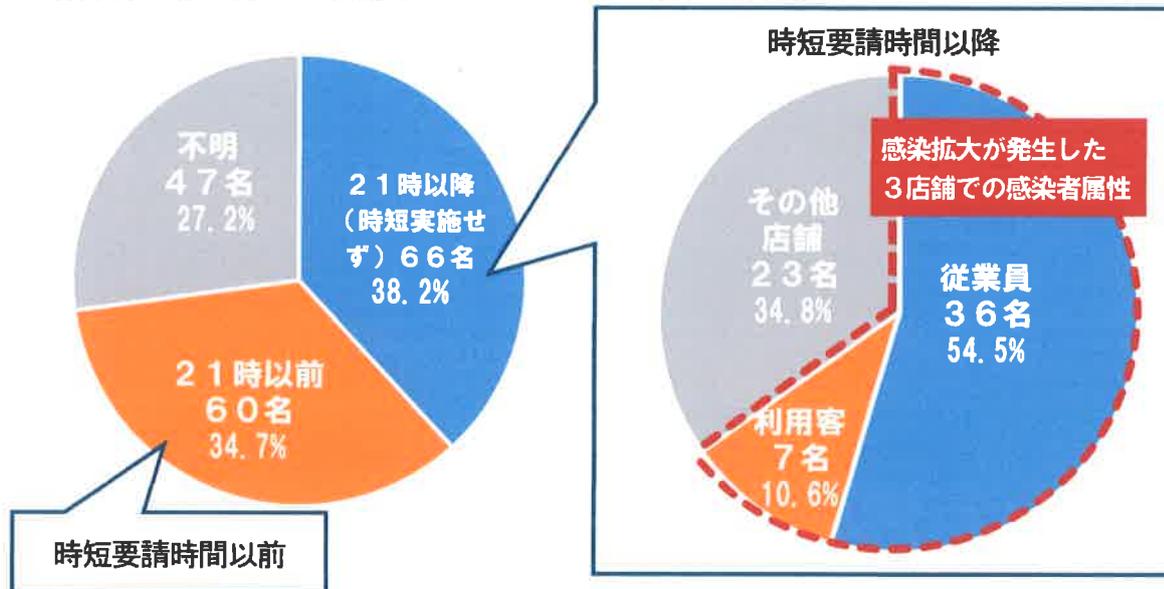
- ・ プライマリ・ケア・ドクター（かかりつけ医）の設置
- ・ 外国語での検査に関する相談窓口
- ・ 宿泊療養施設に新たに外国語通訳を配置

(2) 外国人県民への情報提供の充実

- ・ 技能実習生への情報提供
- ・ 動画を活用した感染防止対策の啓発
- ・ SNS等を活用した具体的な感染拡大事例の情報提供

【参考 1】時短要請後の感染状況

酒類を提供する飲食店で拡大した疑い事例（173 人）における内訳



- ・ 21 時以降の発生事例は、少数の店舗における、しかも従業員を中心としたものである。これは、時短要請に応じない一部の店舗の感染防止対策が不十分であったものと考えられる。つまり、「多数の店舗」で「利用客の間」で感染拡大が発生しておらず、「酒類を提供する店舗での感染拡大抑制」を目的とした時短実施（95%）の効果と受け止められる。
- ・ 一方で、21 時以前の発生事例も相当程度認められることから、時短要請の更なる強化（短縮時間の拡大）も求められる。

○直近の具体的発生事例

- ・ 「クリスマス会」・「新年会」・「自宅・親族宅」での酒類を伴う飲食を介した家庭内感染の拡大。
- ・ フィリピンパブをはじめとする「接待を伴う飲食店」などにおける酒類を伴う飲食による感染拡大。
- ・ 特に若者が、居酒屋、カラオケで感染を媒介。
- ・ 外国人の大規模感染。
- ・ 大学生、高校生の部活、寮内の感染対策不徹底。
- ・ 福祉施設における外部からの持ち込み感染。

【参考2】これまでの対策

○時短要請（12/18～1/11：32市町村、12/25～1/11：10市町村）

- ・ 酒類を提供する飲食店に対し、21:00までの営業時間短縮を要請。応じた店舗に対しては、国制度を活用し協力金を交付。
⇒ これまで約95%の店舗が時短営業に対応。

○「医療危機事態宣言」（12/25）

- ・ 医療機関のひっ迫状況を受け、医療受け入れ体制の現状を発信。
- ・ 併せて、年末年始のリスク軽減を要請
 - ・ 成人式の見直し要請
⇒ 42市町村中、22市町村が1月に開催せず延期
 - ・ 正月三が日の初詣自粛を要請
⇒ 主要神社において5割減～7割減
 - ・ 若者対策
⇒ 特に10代、20代の若者に「名古屋に行くことは極力、差し控えること」を呼びかけ

○「在宅年末年始」（12/31）

- ・ 「飲食」「外食」の自粛
- ・ 酒類を提供する飲食店の1月6日までの休業（約52%実施）

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年	5月15日	策定
(令和2年	6月2日	変更)
(令和2年	7月10日	変更)
(令和2年	8月1日	変更)
(令和2年	9月1日	変更)
(令和2年	9月19日	変更)
(令和2年	11月25日	変更)
(令和3年	1月9日	変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

目次

1	県民の皆さん	3
2	事業所・店舗	
(1)	すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
(2)	共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
①	飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
②	小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③	観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④	遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤	接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥	スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3	県の催事施設	
	共通する事項	15
(1)	屋内の催事施設	16
(2)	屋外の催事施設	16
(3)	歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

- **人との距離の確保**
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - ・ できる限り予約を取って外出しましょう。
- **マスクの着用**
 - ・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)
- **手洗いの励行**
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
- **自らの体調管理の徹底**
 - ・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃う場(注)には、近づかないようにしましょう。

(注) ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none">○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ テーブル、イス等の削減等により確保。○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none">○ 入場制限<ul style="list-style-type: none">・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場時の健康確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務体系・勤務場所の分散 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頻繁な換気 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の窓開けによる通気の良い換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員のマスク着用（必須） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 対面場面の遮断措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 ・ 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<p>○ 入口等での手指消毒等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・ ペーパータオルの設置(トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止)。
施設・物品の清掃・消毒	<p>○ 徹底した清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底(消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効)。 ・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分(キーボードなど)については、使用者の手指消毒を徹底。〕
廃棄物対策	<p>○ 密閉して廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り(ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄)。 ・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	<p>○ 毎日、従業員の健康チェック(必要に応じ検温)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良(家族も含む)の場合は必ず休養。 ・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ・ 日頃の行動制限(3密などのリスクがある場所への移動を控える等)を徹底。
入場者の周知	<p>○ 入場者への周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ チケット自動販売機のスイッチ
・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
・ 食器、コップ、箸、スプーン
(※ 使い捨て物品採用も検討)

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
・ 空いている時間帯に食事をしましょう
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

- 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。
 - 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
 - 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
 - タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
 - 入店時の手指消毒の徹底。
 - 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ショッピングカートの手すり
- 買い物かご
- セルフレジのタッチパネル
- レジテーブル
- 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とする
とともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 買い物は少人数でしましょう
- 空いている時間に買物をしましょう
- 短時間で買物をしましょう
- レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- 買いためや買い急ぎは控えましょう
- 買い物の回数を減らしましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

- 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。
 - 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
 - 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
 - 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
 - ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
 - マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン
- （※ 使い捨て物品採用も検討）
- 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ロビーのテーブル、カウンター
- 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- 貸し出し器具
- 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- 送迎バス等

- 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- ・ 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ・カラオケ機のリモコン、マイク
・食器、コップ、箸、スプーン、調味料等
(※ 使い捨て物品採用も検討)
・テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等
・個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・歌唱中もマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
・大声での会話は控えましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- ・ 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- ・ 飲食の禁止。
- ・ 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・パチンコ台のハンドル等 ・スロット台のボタン、レバー等 ・玉、玉貸機スイッチ ・メダル、メダル貸出機スイッチ ・ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・遊技中もマスクを着用しましょう ・空いている時間帯に利用しましょう ・長時間の滞在は控えましょう ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ・大声での会話は控えましょう ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者とのソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
・ アイスペール、マドラー
・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
・ 食器、コップ、箸、スプーン
(※ 使い捨て物品採用も検討)
・ カラオケ機のリモコン、マイク

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ できるだけマスクを着用しましょう
・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・ 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

**⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、
合唱サークル、カラオケ教室等、マーチャン店**

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ トレーニングマシン、トレッドミル
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2m。最低1m。）
 - 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - 歌唱する者以外はマスク着用。
 - 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マージャン店>

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
 - マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年1月7日付け「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を準拠する。

内 容
人数上限 5,000 人、かつ収容率 50%以下

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
 ・ 共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
 ・ 空いている時間帯に利用しましょう
 ・ 長時間の滞在は控えましょう
 ・ 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
 ・ 大声での会話は控えましょう
 ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

・ グループ討論、ワークショップ方式の講座等
 (例) ・ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ 自動販売機のスイッチ
 ・ 屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・必ずマスクを着用しましょう
・空いている時間帯に利用しましょう
・長時間の滞在は控えましょう
・受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

特定都道府県等においては、緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る
留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、留意すべき事項等を示す。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

①催物の開催制限の目安

基本的対処方針の三（3）2）に基づき、2月7日までの間における催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物に

については、9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

②人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.(3)のとおり取り扱うこと。

③その他留意事項

上記の①及び②については、以下のとおり取り扱うこと。

- 新しい目安は、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日（遅くとも1月12日）から適用すること。
- 具体的には、チケット販売開始時期等に応じ、次のとおりとすること。

ア 1月7日時点でチケット販売開始後の催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）

1月7日時点で販売済のチケット及び周知期間中に販売されるチケットは上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

イ 1月7日時点でチケット販売開始前の催物

・ 上記周知期間内に販売開始されるもの

周知期間内に販売されるチケットは、上記①及び②は適用せず、キャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（新しい目安が適用された日）から、新たな目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

・ 上記周知期間後に販売開始されるもの

上記①及び②によること。

(2) その他の都道府県

11月12日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

なお、特にステージⅢ相当の対策が必要な地域においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、12月23日付け事務連絡のとおり取り扱うこと。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

①特措法に基づく要請を行う施設

以下に掲げるものについては、基本的対処方針二①及び②並びに三(3)3)を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 飲食店(第14号)

原則として、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等を促すこと。

(イ) 遊興施設(第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店(次の②に示す施設を除く。)

原則として、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底等を促すこと。

なお、後記②に示す施設(ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設)に該当する場合は、営業時間要請の対象にしないこと。

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

②①と同様の働きかけを行う施設

基本的対処方針三(3)3)の趣旨を踏まえ、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、20時までの営業時間短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を働きかけるとともに、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底を促すこと。

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)
- 集会場又は公会堂(第5号)
- 展示場(第6号)
- 1000平米を超える物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。)(第7号)
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(第8号)
- 運動施設、遊技場(第9号)
- 博物館、美術館又は図書館(第10号)

- 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設（第11号）
- 1000平米を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く。）（第12号）

また、劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場（第9号）及び博物館、美術館又は図書館（第10号）については、人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけをあわせて行うこと。

なお、特定都道府県においては、以下に掲げるものについては、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策が徹底されることを前提に、施設の使用制限等の要請等を行わないこと。

- 学校（第1号）
- 保育所、介護老人保健施設等（第2号）
- 大学等（第3号）
- 生活必需物資（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品して厚生労働大臣が定めるもの）の物品販売業を営む店舗（第7号）
- 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第11号）
- サービス業を営む店舗のうち、生活必需サービスを営む店舗（第12号）
- 学習支援業を営む施設（第13号）

関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記の感染防止対策の徹底等に必要な協力等を行うこと。

③ 上記の②の働きかけについては、緊急事態宣言発出の後、最大4日間の周知期間を経て、その翌日（遅くとも1月12日）から適用すること。

（2）その他の都道府県

各都道府県は、5月25日付け事務連絡4.（1）、7月8日付け事務連絡3.、7月17日付け事務連絡等に基づき、感染防止策の徹底等、施設管理者への必要な協力要請を実施すること。

(3) 飲食店等に対する営業時間短縮の要請等に対する協力等

基本的対処方針二①及び②並びに三(3)3)の趣旨を踏まえ、関係府省庁におかれては、営業時間短縮の要請等がなされた場合には、関係団体からその傘下会員に対して以下のとおりその周知・依頼がなされるよう、関係団体に対して周知されたい。

- ・ 自治体から営業時間短縮の要請等がなされた場合には、その要請に従っていただくこと
- ・ 自治体からの営業時間短縮の実態把握等が行われた場合には、ご協力いただくこと

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

① マスク常時着用
担保
・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求め。
* マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。

② 大声を出さないこと
の担保
・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
* 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
* 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③ ①～②の奨励
・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
* マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと
* 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）

④ 手洗
・ こまめな手洗の奨励

⑤ 消毒
・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

⑥ 換気
・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

⑦ 密集の回避
・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限

⑧ 身体的距離の確保
・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限

- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・ 過度な飲酒の自粛
- ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)

⑩ 参加者の制限

- ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
- * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

⑪ 参加者の把握

- ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・ 接触確認アプリ(COCA)や各地域の通知サービス^{の奨励}
- * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入

⑫ 演者の行動管理

- ・ 有症状者は出演・練習を控える
- ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

⑬ 催物前後の行動管理

- ・ イベント前後の感染防止の注意喚起
- * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

⑭ ガイドライン遵守の旨の公表

- ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理

- ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
- * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。

⑯ 地域の感染状況に応じた対応

- ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
- ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要(第51回政府対策本部決定)

(基本的な考え方)

- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
- 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)

<施設利用関係>

施設の種類	施設	今回の緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスは除く。)	20時までの営業時間短縮、11時から19時まで の酒類提供を要請
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

<イベント関係>

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

(その他留意事項)

- ・新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛する。
- ・成人式はオンライン・延期を呼びかける。
- ・イベント開催要件の厳格化及び飲食店以外の施設への働きかけは、遅くとも1月12日には実施する。

緊急事態措置以外の対応

<施設利用関係>

施設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供 ・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること
博物館、美術館又は図書館	の働きかけ
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	